

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

#### 香川県規則第4号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(試験)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 写真（出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名、<u>生年月日及び撮影年月日を記載したもの</u>）</p> <p>2 前項の場合において、当該出願前の<u>直近5年間</u>の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>	<p>(試験)</p> <p>第1条 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条の2第1項に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、受験願書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 写真（出願前6月以内に無帽正面向きで上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名<u>及び生年月日を記載したもの</u>）</p> <p>2 前項の場合において、当該出願前の<u>直近</u>の試験に係る受験願書を知事に提出したことを証する書類を同項の受験願書に添えて提出するときは、同項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。</p>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。